

板橋区産婦健康診査実施要綱

(令和8年2月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査（以下「産婦健康診査」という。）を実施することで、産後うつや新生児への虐待予防等を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

(対象)

第2条 産婦健康診査の対象者は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、産婦には流産及び死産の場合を含む。

- (1) 板橋区に妊娠届出（妊娠届出書（東京都板橋区母子保健法施行規則（昭和62年3月31日規則第27号）別記様式第5号）による。）をし、現在板橋区内に居住する産婦
- (2) 他の区市町村で母子健康手帳の交付を受け、現在板橋区内に居住する産婦で、申出のあった者

(実施医療機関等)

第3条 この要綱に規定する実施医療機関等とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入しており、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）
 - (2) 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」という。）
 - (3) 都内で分娩を取り扱う助産所。ただし、公益社団法人東京都助産師会（以下「東京都助産師会」という。）に所属している助産所に限る。
- 2 医療機関等による健康診査への協力又は協力辞退の申出は、次の各号の手続によるものとする。
- (1) 医師会加入医療機関

健康診査協力承諾書（板橋区妊婦健康診査実施要綱（昭和50年4月1日区長決定）（以下「妊婦健診要綱」という。）第1号様式の1）又は健康診査協力辞退届（健康診査協力辞退届（妊婦

健診要綱別記第1号様式の2)を所属する地区医師会を経由して区長に提出するものとする。

この場合において、区長は事前に地区医師会等の協力を得るものとする。

(2) 医師会非加入医療機関

健康診査協力届(妊婦健診要綱別記第1号様式の3)又は健康診査契約解除届(妊婦健診要綱別記第1号様式の4)を区長に提出するものとする。

(3) 都内で分娩を取り扱う助産所

健康診査に協力する場合は、東京都助産師会に産婦健康診査業務委託契約の締結に係る権限を委任する。助産所から委託契約締結に係る権限の委任を受けた東京都助産師会は、区長から委託契約締結に係る権限の委任を受けた東京都と産婦健康診査業務委託契約を締結する。助産所が協力を辞退する場合は、当該委託契約の委任解除を東京都助産師会に申し出る。

(実施方法及び内容)

第4条 産婦健康診査は、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 区長は、東京都医師会、医師会非加入医療機関並びに都内で分娩を取り扱う助産所で東京都助産師会に委託契約締結に係る権限を委任した助産所(以下「委任助産所」という。)と委託契約を締結し、産婦健康診査を実施する。

この場合において、東京都助産師会との契約は、区長から委託契約締結に係る権限の委任を受けた東京都が行うものとする。

(2) 実施医療機関等は、産婦から提出される「産婦健康診査受診票」別記第1号様式(甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「産婦健康診査のご案内」を記載する。)(以下「受診票」という。)により健康診査及び検査を実施する。

2 実施医療機関等における受診票の取扱いは、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 実施医療機関等は、別記第1号様式の受診票(甲乙丙の3枚複写)の所定欄に、健康診査の診察所見、区への連絡事項及び受診票の所定欄に医療機関コードを記入するものとする。

(2) 甲票は実施医療機関等の控えとして保存する。

(3) 乙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知票(以下「請求原票」という。)として使用する。

(4) 丙票は産婦に交付して、診査結果欄を母子健康手帳とともに保管するよう指導する。

3 産婦健康診査の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 基本的な診査項目は以下のとおりとし、結果に応じて必要な保健指導を行うものとする。

ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

イ 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

ウ 体重・血圧測定

エ 尿検査（蛋白・糖）

(2)産婦の精神状況に応じて、エジンバラ産後うつ病質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて客観的なアセスメントを行うとともに、問診（精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（表情、言動等）なども併せて総合的に評価をし、必要な保健指導を行うものとする。

4 健康診査の回数は、対象者1人につき2回以内とする。

5 実施医療機関等と区市町村及び精神科医療機関との連携は下記のとおり実施するものとする。

実施医療機関等は、産婦健康診査の結果が下記（1）から（5）に該当するなど、早急に支援が必要と判断した場合は、連絡票等の産婦の状況が分かるものを速やかに産婦の居住する区又は精神科医療機関に送付する等、産婦に関する情報共有を行うこととする。

この場合において、本人の同意が得られない場合であっても、児童虐待の防止や対応のために必要と判断した場合は、報告すること。

(1) エジンバラ産後うつ病質問票の合計が9点以上

(2) エジンバラ産後うつ病質問票の質問項目10が1点以上

(3) 赤ちゃんへの気持ち質問票の合計点数が3点以上で、問診等と総合して特に支援が必要と判断される場合

(4) 精神疾患の既往歴やり患の疑いがある、若年産婦、生活困窮者など医師・助産師等の総合的な評価により継続した支援が必要と判断される場合

(5) その他、診察等により把握した精神的な状況を総合的に評価し、支援が必要だと判断される場合

（産婦健康診査受診票の交付及び再交付）

第5条 第2条第1項第1号による産婦には、板橋区において妊娠届出書を受理したとき、受診票を交付する。受診票には、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

2 第2条第1項第2号による産婦には、申出のあったときに、産婦健康診査受診票交付申請書（別記第2号様式）を提出させ、既に使用している受診票の枚数等を確認の上、交付する。

3 受診票の再交付は、行わないものとする。

ただし、受診票の紛失、き損その他やむを得ない事情があると認められる場合には、産婦健康診査受診票再交付申請書（別記第3号様式）を提出させ、再交付することができる。

（転出に伴う受診票の返却）

第6条 前条第1項又は第2項の規定により受診票の交付を受けた者が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。

ただし、都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

（受診票の有効期間）

第7条 受診票の有効期間は、出産後2か月以内とする。

ただし、区長が特段の事情があると認めた場合は、この限りではない。

（実施医療機関等からの健康診査委託料等の請求）

第8条 実施医療機関等からの健康診査委託料等の請求については、次の各号のとおり実施するものとする。

（1）医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊産婦・乳児健康診査総括票（妊婦健診要綱別記第8号様式。以下「総括票」という。）を添えて、所属する地区医師会に提出する。

（2）請求原票及び総括表の提出を受けた地区医師会は、内容を審査の上、妊産婦・乳児健康診査請求原票送付書（妊婦健診要綱別記第9号様式。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。この場合において、医師会加入医療機関は総括票に、地区医師会は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

2 医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

3 委任助産所は、請求書に委託料の金額を記載の上、産婦の提出した受診票（丙票）を添えて、健康診査を実施した日の翌月20日までに受診票を発行した区市町村に対して支払いを請求する。

4 医師会非加入医療機関のうち、区と個別に委託契約を行い、産婦健康診査を実施する者（以下

「個別契約医療機関」という。)は、当月分の請求原票を添えて、翌月10日までに区に健康診査委託料を請求する。

(健康診査委託料等の審査及び支払)

第9条 実施医療機関等の健康診査委託料等の審査及び支払については、次の各号のとおり実施するものとする。

(1)区長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。

(2)区長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。この場合において、連合会から送付された集計帳簿を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。

(3)区長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて当該医療機関に通知する。この場合において、事務費の支払に際し、地区医師会に通知する。

(4)連合会は、産婦健康診査受診票の住所コードを確認の上、区長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。

(5)区長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

2 区長は、委任助産所から請求を受けたときは、内容を審査の上、委任助産所に委託料を支払うものとする。

3 区長は、個別契約医療機関から請求を受けたときは、内容を審査の上、個別契約医療機関に委託料を支払うものとする。

(事後措置)

第10条 区長は、連合会又は委任助産所から請求原票を受理したときは、受診票を区で保管し、健康診査の実施結果に基づき、指導を要する産婦については、適切な措置を講ずるものとする。

(広報活動)

第11条 区長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関等の関係団体を通じて、区民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、受診票の利用開始は令和8年10月1日からとする。
- 2 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 区長は、自由診療医療機関から協力の申出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができる。
 - (2) 自由診療医療機関は、第8条の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊産婦・乳児健康診査委託料請求書を添えて、翌月10日までに、区長に委託料を請求するものとする。
 - (3) 区長は、前号の規定による請求を受けたときは、第9条の規定にかかわらず、内容を確認の上、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

別表1 事業・住所コード

上2桁 71 産婦健康診査(1回目) 72 産婦健康診査(2回目)

下1桁 検証番号

	区名	産婦健康診査 1回目	産婦健康診査 2回目		区名	産婦健康診査 1回目	産婦健康診査 2回目
1	千代田区	716019	726018	24	八王子市	716241	726240
2	中央区	716027	726026	25	立川市	716258	726257
3	港区	716035	726034	26	武蔵野市	716266	726265
4	新宿区	716043	726042	27	三鷹市	716274	726273
5	文京区	716050	726059	28	青梅市	716282	726281
6	台東区	716068	726067	29	府中市	716290	726299
7	墨田区	716076	726075	30	昭島市	716308	726307
8	江東区	716084	726083	31	調布市	716316	726315
9	品川区	716092	726091	32	町田市	716324	726323
10	目黒区	716100	726109	33	小金井市	716332	726331
11	大田区	716118	726117	34	小平市	716340	726349
12	世田谷区	716126	726125	35	日野市	716357	726356
13	渋谷区	716134	726133	36	東村山市	716365	726364
14	中野区	716142	726141	37	国分寺市	716373	726372
15	杉並区	716159	726158	38	国立市	716381	726380
16	豊島区	716167	726166	39	西東京市	716399	726398
17	北区	716175	726174	40	福生市	716415	726414
18	荒川区	716183	726182	41	狛江市	716423	726422
19	板橋区	716191	726190	42	東大和市	716431	726430
20	練馬区	716209	726208	43	清瀬市	716449	726448
21	足立区	716217	726216	44	東久留米市	716456	726455
22	葛飾区	716225	726224	45	武蔵村山市	716464	726463
23	江戸川区	716233	726232	46	多摩市	716472	726471
				47	稲城市	716480	726489
				48	あきる野市	716498	726497
				49	羽村市	716506	726505
				50	瑞穂町	716514	726513
				51	日の出町	716522	726521
				52	檜原村	716548	726547
				53	奥多摩町	716555	726554
				54	大島町	716563	726562
				55	利島町	716571	726570
				56	新島村	716589	726588
				57	神津島村	716597	726596
				58	三宅村	716605	726604
				59	御蔵島村	716613	726612
				60	八丈町	716621	726620
				61	青ヶ島村	716639	726638

別表2 医師会コード

医師会名	コード	医師会名	コード
千代田区	0117	葛飾区	2212
神田	0125	江戸川区	2311
中央区	0216	八王子市	2410
日本橋	0224	北多摩	2519
港区	0315	立川市	2527
新宿区	0414	武蔵野市	2618
文京区	0513	三鷹市	2717
小石川	0521	西多摩	2816
下谷	0612	府中市	2915
浅草	0620	調布市	3111
墨田区	0745	町田市	3210
江東区	0810	小金井市	3319
品川区	0919	小平市	3418
荏原	0927	日野市	3517
目黒区	1016	国分寺市	3715
大森	1115	西東京市	4010
田圃調布	1123	東久留米市	4515
蒲田	1131	多摩市	4713
世田谷区	1214	稲城市	4812
玉川	1222		
渋谷区	1313		
中野区	1412		
杉並区	1511		
豊島区	1610		
北区	1719		
荒川区	1818		
板橋区	1917		
練馬区	2014		
足立区	2113		

○回目 産婦健康診査受診票（甲） 医療機関控

産婦の方へ

- ◎太わくの中は健康診査を受ける前に必ず記入してください。
- ◎この受診票は都内在住の方が、都内委託医療機関等で利用できます。産後2週間頃に1回、産後1か月頃に1回を目安にご利用ください。
- ◎この検査の結果等は、子育ての相談や適切な支援をするために、医療機関から区市町村へ連絡していただくこととしています。

下記の者の健康診査を依頼します。

住所コード				
住所				
フリガナ				
氏名			電話	
生年月日	西暦	年	月	日（年齢 歳）
出生日	西暦	年	月	日（初産・経産）
記入日	西暦	年	月	日（産後 か月 日）

【アンケート1】過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。

1 笑うことができたし、物事のおかしい面もわかった。	2 物事を楽しみにして待った。	3 物事が楽しくいった時、自分を必要に責めた。
() いつもと同様にできた。 () あまりできなかった。 () 明らかにできなかった。 () まったくできなかった。	() いつもと同様にできた。 () あまりできなかった。 () 明らかにできなかった。 () ほとんどできなかった。	() はい、たいていそうだった。 () はい、時々そうだった。 () いいえ、あまり度々ではない。 () いいえ、そうではなかった。
4 びっくりした理由もないのに不安になったり、心配した。	5 びっくりした理由もないのに恐怖に襲われた。	6 することがたくさんあって大変だった。
() いいえ、そうではなかった。 () ほとんどそうではなかった。 () はい、時々あった。 () はい、しょっちゅうあった。	() はい、しょっちゅうあった。 () はい、時々あった。 () いいえ、めったになかった。 () いいえ、まったくなかった。	() はい、たいてい対処できなかった。 () はい、いつものようにはうまく対処しなかった。 () いいえ、たいていうまく対処した。 () いいえ、普段通りに対処した。
7 不幸せなので、眠りにくかった。	8 悲しくなったり、悔めになった。	9 不幸せなので、泣けてきた。
() はい、ほとんどいつもそうだった。 () はい、ときどきそうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、まったくなかった。	() はい、たいていそうだった。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、まったくそうではなかった。	() はい、たいていそうだった。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () ほんの時々あった。 () いいえ、まったくそうではなかった。
10 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。	() はい、かなりしばしばそうだった。 () めったになかった。	() 時々そうだった。 () まったくなかった。

【アンケート2】あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？
下にあげているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけてください。

	ほとんどいつも強くそう感じる	たまに強くそう感じる	たまに少しそう感じる	全然そう感じない
(1) 赤ちゃんをいとおしく感じる。	()	()	()	()
(2) 赤ちゃんのためにしないといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある。	()	()	()	()
(3) 赤ちゃんのことが獨立しにくいやになる。	()	()	()	()
(4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがない。	()	()	()	()
(5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。	()	()	()	()
(6) 赤ちゃんの世話を楽しみながらしている。	()	()	()	()
(7) こんな子でなかったらなあと思う。	()	()	()	()
(8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。	()	()	()	()
(9) この子がいなかったらなあと思う。	()	()	()	()
(10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。	()	()	()	()

都内委託医療機関等 様

○ここから下の欄は、診察した医師等が記入してください。 ※区市町村のフォローを急ぐ場合は、直接区市町村担当課へご連絡ください。

受診年月日	西暦	年	月	日（産後 か月 日）
体重	kg	血圧	/ mmHg	尿蛋白
子宮復古	良・否	悪露	正・否	乳房の状態（分泌）
精神疾患の既往・現病歴	なし・あり（ ）	服薬歴	なし・あり（ ）	授乳状況
生活環境に関する心配事	なし・あり（ ）	育児に関する心配事	なし・あり（ ）	母乳・混合・人工乳
アンケート1	総計	点	問10	点
アンケート2	総計	点		
総合判定	1 健康 2 経過観察（身体・メンタルヘルス）	今後の指導と区市町村への連絡事項	1 当院で継続 2 他機関紹介 3 区市町村で支援 4 他機関管理中 5 その他	() () () () ()
産婦健康診査の結果は上記のとおりです。	西暦	年	月	日
所在地 医療機関等名 医師等名	医療機関コード			

〇回目 産婦健康診査受診票 (乙) 請求原票・結果通知票

医療機関へのお願
この受診票(乙)は当月分をお取りまとめの上、「妊産婦・乳児健康診査総括票」と一緒に所定の方法によりご提出ください。

住所コード							
住所							
フリガナ							電話
氏名							
生年月日	西暦	年	月	日 (年齢 歳)	出産日	西暦	年 月 日 (初産・経産)
記入日	西暦	年	月	日 (産後 か月 日)			
【アンケート1】過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。							
1 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった。		2 物事を楽しみにして待った。		3 物事が悪くいった時、自分を不必要に責めた。			
() いつもと同様にできた。	() あまりできなかった。	() 明らかにできなかった。	() まったくできなかった。	() いつもと同様にできた。	() あまりできなかった。	() 明らかにできなかった。	() ほとんどできなかった。
4 はっきりした理由もないのに不安になつたり心配した。		5 はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。		6 することがなくさんあって大変だった。			
() いいえ、そうではなかった。	() ほとんどそうではなかった。	() はい、時々あった。	() はい、まったくあった。	() はい、しよっちゆうあった。	() はい、時々あった。	() いいえ、めつたになつた。	() いいえ、まったくなつた。
7 不幸せなので、涙にくかった。		8 黙しくなつたり、悔めになつた。		9 不幸せなので、泣けてきた。			
() はい、ほとんどいつもそうだった。	() はい、ときどきそうだった。	() いいえ、あまり度々ではなかつた。	() いいえ、まったくなかつた。	() はい、たいていそうだった。	() はい、かなりしばしばそうだった。	() はい、かなりしばしばそうだった。	() はい、ほとんどいつもそうだった。
10 自分自身を奮つけるという考えが浮かんできた。		() はい、かなりしばしばそうだった。	() 時々そうだった。	() ほとんどそうだった。	() ほとんどそうだった。	() ほとんどそうだった。	() まったくなかつた。
【アンケート2】あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？ 下にあげているそれぞれについて、いまあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけてください。							
		ほとんどいつも 強くそう感じる	たまに強く そう感じる	たまに少し そう感じる	全然 そう感じない		
(1) 赤ちゃんをいとおしいと感じる。	()	()	()	()	()	()	()
(2) 赤ちゃんのためにしないといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある。	()	()	()	()	()	()	()
(3) 赤ちゃんのことが確立したくいやになる。	()	()	()	()	()	()	()
(4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがわかない。	()	()	()	()	()	()	()
(5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。	()	()	()	()	()	()	()
(6) 赤ちゃんの世話を楽しみながらしている。	()	()	()	()	()	()	()
(7) こんなにできなかったらなあと思う。	()	()	()	()	()	()	()
(8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。	()	()	()	()	()	()	()
(9) この子がいなかったらなあと思う。	()	()	()	()	()	()	()
(10) 赤ちゃんまでとても身近に感じる。	()	()	()	()	()	()	()

都内委託医療機関等 様
〇ここから下の欄は、診察した医師等が記入してください。 ※区市町村のフォローを急ぐ場合は、直接区市町村担当課へご連絡ください。

受診年月日	西暦	年	月	日 (産後 か月 日)				
体重	kg	血圧	/ mmHg	尿蛋白	- ± + # #以上	尿糖	- ± + # #以上	
子宮復古	良・否	悪露	正・否	乳房の状態(分泌)	過多・普通・不良	授乳状況	母乳・混合・人工乳	
精神疾患の 既往・現病歴	なし・あり ()			服薬歴	なし・あり ()			
生活環境に関する 心配事	なし・あり ()			育児に関する 心配事	なし・あり ()			
アンケート1	総計	点	問10	点	アンケート2	総計	点	
その他								
総合判定	1 健康 2 経過観察(身体・メンタルヘルス)			今後の指導と 区市町村への 連絡事項	1 当院で継続 2 他機関紹介 () 3 区市町村で支援 () 4 他機関管理中 () 5 その他 ()			
産婦健康診査の結果は上記のとおりです。				西暦 年 月 日				
所在地 医療機関等名 医師等名				医療機関コード				

〇回目 産婦健康診査受診票（丙） 産婦控

産婦の方へ

◎太わくの中は健康診査を受ける前に必ず記入してください。

◎この受診票は都内在住の方が、都内委託医療機関等で利用できます。産後2週間頃に1回、産後1か月頃に1回を目安にご利用ください。

◎この検査の結果等は、子育ての相談や適切な支援をするために、医療機関から区市町村へ連絡していただくこととしています。

住所コード							
住所							
フリガナ						電話	
氏名							
生年月日	西暦	年	月	日 (年齢 歳)	出産日	西暦	年 月 日 (初産・経産)
記入日	西暦	年	月	日 (産後 か月 日)			

○あなたの健康診査結果は、下記のとおりです。

受診年月日	西暦 年 月 日 (産後 か月 日)						
体重	kg	血圧	/ mmHg	尿蛋白	- ± + # #以上	原糖	- ± + # #以上
子宮復古	良・否	悪露	正・否	乳房の状態(分泌)	過多・普通・不良	授乳状況	母乳・混合・人工乳

総合判定	1 健康	今後の指導と 区市町村への 連絡事項	1 当院で継続	()
	2 経過観察		2 他機関紹介	()
産婦健康診査の結果は上記のとおりです。 西暦 年 月 日			3 区市町村で支援	()
			4 他機関管理中	()
			5 その他	()
所在地 医療機関等名 医師等名		医療機関コード		

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

産婦健康診査受診票 交付申請書

板橋区長 殿

申請者住所
氏名
続柄

下記の理由により、産婦健康診査受診票の交付を受けたいので申請いたします。

記

※太枠のみ御記入ください

妊産婦氏名		生年月日	年 月 日
住 所	電話		
出産予定日 または出産日	(出産予定日 ・ 出産日) 年 月 日		
申 請 理 由			
交付枚数	他県からの転入	①板橋区交付枚数 ②使用枚数 ①-②=交付枚数 _____ 枚 - <input type="text"/> 枚 = _____ 枚	

年 月 日

産婦健康診査受診票 再交付申請書

板橋区長 殿

申請者住所
氏名
続柄

下記の理由により、産婦健康診査受診票の再交付を受けたいので申請いたします。

記

※太枠のみ御記入ください

妊産婦氏名		生年月日	年 月 日
住 所	電話		
出 産 予 定 日 また は 出 産 日	(出産予定日 ・ 出産日) 年 月 日		
申 請 理 由	1 紛失 2 汚損等 (※汚損した受診票を御提出ください) 3 その他 ()		
受診票を発行した 区 市 町 村 名	東京都	区・市・町・村	
再 交 付 枚 数	紛失等枚数 <input type="text"/> 枚	再交付決定枚数 _____ 枚	